

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定によって、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十二年十月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 日時

平成二十二年十一月二十二日（月）午後一時から午後三時まで

二 場所

広島市中区基町四番一号

広島県立総合体育館大会議室

三 事案

広島圏都市計画区域、佐伯都市計画区域、宮島都市計画区域、吉田都市計画区域、千代田都市計画区域、音戸都市計画区域、川尻都市計画区域、安浦都市計画区域、江田島都市計画区域、大柿都市計画区域、東広島都市計画区域、黒瀬都市計画区域、河内都市計画区域、安芸津都市計画区域、並びに竹原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案について（素案の概要は別記のとおり）

四 公述の申出方法等

1 公述の申出方法

公聴会での公述を希望する者は、住所、氏名、電話番号並びに述べようとする意見の要旨及び理由を記載し、押印した書面を、広島県知事（郵便番号七三〇 八五一一 広島市中区基町一〇番五二号 広島県都市局都市政策課）へ提出すること。

2 公述の申出期間

平成二十二年十月二十日（水）から平成二十二年十一月二日（火）まで
（郵送の場合は、平成二十二年十一月二日（火）までの消印のあるものを有効とする。）

五 公述人の選定等

知事は、四一の書面を提出した者のうちから、公聴会において公述する者を選定し、選定の結果及び公聴会の開催要領等を通知する。

六 公聴会開催の中止等

公述の申出の期間内に公述の申出がない場合、公聴会を中止する。また、公述の申出が少ない場合には、公聴会の開催時間を短縮する。

七 素案の閲覧

1 閲覧期間

平成二十二年十月二十日（水）から平成二十二年十一月二日（火）まで

2 閲覧場所

(一) 広島圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案
広島県都市局都市政策課

- 広島県西部建設事務所
- 広島県西部建設事務所廿日市支所
- 広島県西部建設事務所呉支所
- 広島市役所
- 大竹市役所
- 廿日市市役所
- 府中町役場
- 海田町役場
- 熊野町役場
- 坂町役場
- (二) 佐伯都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案
- 広島県都市局都市政策課
- 広島県西部建設事務所廿日市支所
- 廿日市市役所
- (三) 宮島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案
- 広島県都市局都市政策課
- 広島県西部建設事務所廿日市支所
- 廿日市市役所
- (四) 吉田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案
- 広島県都市局都市政策課
- 広島県西部建設事務所安芸太田支所
- 安芸高田市役所
- (五) 千代田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案
- 広島県都市局都市政策課
- 広島県西部建設事務所安芸太田支所
- 北広島町役場
- (六) 音戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案
- 広島県都市局都市政策課
- 広島県西部建設事務所呉支所
- 呉市役所
- (七) 川尻都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案
- 広島県都市局都市政策課
- 広島県西部建設事務所呉支所
- 呉市役所
- (八) 安浦都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案

広島県都市局都市政策課
広島県西部建設事務所呉支所
呉市役所

(九) 江田島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案
広島県都市局都市政策課
広島県西部建設事務所呉支所
江田島市役所

(十) 大柿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案
広島県都市局都市政策課
広島県西部建設事務所呉支所
江田島市役所

(十一) 東広島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案
広島県都市局都市政策課
広島県西部建設事務所東広島支所
東広島市役所

(十二) 黒瀬都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案
広島県都市局都市政策課
広島県西部建設事務所東広島支所
東広島市役所

(十三) 河内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案
広島県都市局都市政策課
広島県西部建設事務所東広島支所
東広島市役所

(十四) 安芸津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案
広島県都市局都市政策課
広島県西部建設事務所東広島支所
東広島市役所

(十五) 竹原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案
広島県都市局都市政策課
広島県西部建設事務所東広島支所
竹原市役所

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

八 公聴会に関する問い合わせ先

広島市中区基町一〇番五二号

広島県都市局都市政策課（電話） 八二二五二三 四二二二（ダイヤルイン）

(別記)

広島圏都市計画区域、佐伯都市計画区域、宮島都市計画区域、吉田都市計画区域、千代田都市計画区域、音戸都市計画区域、川尻都市計画区域、安浦都市計画区域、江田島都市計画区域、大柿都市計画区域、東広島都市計画区域、黒瀬都市計画区域、河内都市計画区域、安芸津都市計画区域、並びに竹原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案の概要

一 平成三十二年を目標とする。

二 次に掲げる事項を定める。

1 都市計画の目標

2 都市計画法第七条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針

3 2に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針